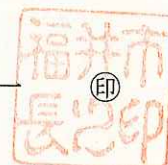


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 13 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菅谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 1 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境が整備されている。

・農業用水の県営灌漑排水事業の推進を図る。

・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。

・農道の整備を実施している。

・農地・水保全管理支払交付金を活用し、遊休地の保全、用水路の泥上げ、農道

(別紙)

の補修、排水路の補修、農道の舗装を実施している。